

5267号線（県道松本環状高架線との交差点（松本市大字芳川村井町34番10地先）から県道松本環状高架線との交差点（松本市大字 笹賀7600番7地先）までの区間に限る。）を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



## 長野県告示第222号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
旭興業株式会社	長野県長野市三輪6丁目26-28	平成25年3月25日

税務課

## 長野県告示第223号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の名称を変更する旨の届出がありました。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定試験機関の名称

財団法人行政書士試験研究センター

## 2 変更後の名称

一般財団法人行政書士試験研究センター

## 3 変更しようとする年月日

平成25年4月1日

市町村課

## 長野県告示第224号

地域発元気づくり支援金交付要綱（平成19年長野県告示第234号）の一部を次のとおり改正します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

第4第1項中「次に掲げる経費及び特定財源の額」を「、市町村等にあっては第1号に掲げる経費及び第2号に掲げる特定財源の額を、公共的団体等にあっては第1号に掲げる経費」に改め、同項第2号のイ中「及び」を「、補助金及び」に改める。

第5を次のように改める。

## (支援金の交付額)

第5 支援金の交付額は、次のとおりとする。ただし、公共的団体等の事業で交付対象経費に特定財源を充当するものに対する支援金の交付額は、当該交付対象経費から当該充当する特定財源を控除した額を超えないものとする。

事業	交付対象者	交付額
1 施設の整備その他別に定める事業	(1) 別に定める県全域で重点的に推進する事項に該当する事業	市町村等公共的団体等 交付対象経費の3分の2以内の額
	(2) (1)以外の事業	市町村等 交付対象経費の2分の1以内（支援金の交付を受けようとする年度の当初における財政力指数（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第2条第1項に規定する財政力指数をいう。）が県平均以下の市町村は、3分の2以内）の額
2 1以外の事業	(1) 別に定める県全域で重点的に推進する事項に該当する事業	市町村等公共的団体等 交付対象経費の5分の4以内の額
	(2) (1)以外の事業	市町村等公共的団体等 交付対象経費の4分の3以内の額

2 前項の規定により計算した額が30万円を下回るときは、支援金を交付しない。ただし、支援金の交付の決定後に入札、見積り又は請求による契約額の確定に基づく減額その他やむを得ない事由により30万円を下回ることとなる場合で、地方事務所長に申請しその承認を受けたときは、この限りでない。

第6第6項後段を削る。

第8第1号中「変更」を「変更（第5第2項ただし書の規定による申請に係るもの）を除く。次号において同じ。」に改め、第8に次の1号を加える。

(9) 事業により整備した施設及び設備並びに取得した備品その他の物品には、別に定めるところにより、支援金の交付された年度及びその交付を受けた旨の表示をしなければならないこと。

第9中「第8第1号」を「第5第2項ただし書及び第8第1号」に改める。

第16を次のように改める。

## (書類の提出等)

第16 規則及びこの要綱により提出する書類は、1部とする。ただし、第6第2項に規定する公共的団体等の事業計画書は、正副2部とする。

2 前項の書類（同項ただし書の書類を除く。）は、所轄地方事務所の長に提出するものとする。

市町村課

**長野県告示第225号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
東御市民病院	東御市鞍掛198	平成28年3月31日

医療推進課

**長野県告示第226号**

農畜産業振興事業補助金交付要綱（平成20年長野県告示第302号）の一部を次のように改正します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

別表第1の強い園芸産地育成事業の項中

「|強い園芸産地育成事業|」を

「|需要に応える園芸産地育成事業|」に、「強い園芸産地育成事

業実施計画」を「需要に応える園芸産地育成事業実施計画」に改め、同表の果実計画生産出荷促進資金造成事業の項及びりんご緊急需給調整特別対策事業の項中「社団法人長野県果実生産出荷安定基金協会」を「一般社団法人長野県果実生産出荷安定基金協会」に改め、同表のりんごフェザーマーク供給体制構築事業の項中「社団法人長野県原種センター」を「一般社団法人長野県原種センター」に改め、同表の特産花き生産出荷安定資金造成事業の項中「財團法人長野県野菜生産安定基金協会」を「一般財團法人長野県野菜生産安定基金協会」に改め、同表の肉畜鶏卵価格安定特別補てん準備金造成事業の項を削り、同表の肉用子牛生産安定特別対策事業の項中「社団法人長野県畜産物価格安定基金協会」を「公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会」に改め、同表の乳用種雄牛後代検定推進事業の項を削り、同表の信州プレミアム牛戦略的生産対策事業の項中「機器購入」を「機器購入等」に改め、同表の信州プレミアム牛肉オレンジ酸測定装置緊急整備事業の項を削る。

園芸畜産課

**長野県告示第227号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量（国土地理院長が行う基準点測量、基準点改測、電子基準点現地調査）

2 作業期間

平成24年5月14日から平成25年2月22日まで

3 作業地域

飯田市、須坂市、上伊那郡中川村、下伊那郡天龍村、東筑摩郡麻績村（国土地理院長が行う基準点測量）

千曲市（基準点改測）

松本市、飯田市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡佐久穂町・川上村、北佐久郡軽井沢町、小県郡長和町、上伊那郡箕輪町、下伊那郡阿智村・根羽村・大鹿村、木曾郡上松町・木曽町・木祖村・王滝村・大桑村（電子基準点現地調査）

建設政策課

**長野県告示第228号**

松本市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（松本市基本図修正）

2 作業期間

平成24年7月11日から平成25年3月15日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

**長野県告示第229号**

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（基盤図作成）

2 作業期間

平成24年5月18日から平成25年2月28日まで

3 作業地域

飯田市

建設政策課

**長野県告示第230号**

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（基盤図作成）

- 2 作業期間  
平成24年6月5日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域  
飯田市

建設政策課

**長野県告示第231号**

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量（1/2500都市計画基本図）
- 2 作業期間  
平成24年6月26日から平成24年12月21日まで
- 3 作業地域  
飯田市

建設政策課

**長野県告示第232号**

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量（1/2500都市計画基本図）
- 2 作業期間  
平成24年11月16日から平成25年1月31日まで
- 3 作業地域  
飯田市

建設政策課

**長野県告示第233号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松本都市計画道路事業 3・2・12号内環状北線
- 3 事業施行期間  
平成25年4月1日から

平成31年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
長野県松本市大手2丁目、大手3丁目及び城西2丁目地内
- (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

**長野県告示第234号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
駒ヶ根市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
駒ヶ根都市計画道路事業 3・5・12号中割経塚線
- 3 事業施行期間  
平成25年4月1日から  
平成30年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
長野県駒ヶ根市赤穂及び上穂南地内
- (2) 使用の部分  
一級河川 七面川  
長野県駒ヶ根市上穂南地先河川敷及び赤穂地先河川敷地内

都市計画課

**長野県告示第235号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定により、次のとおり指定試験機関から名称を変更する旨の届出がありました。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
財団法人不動産適正取引推進機構	一般財団法人不動産適正取引推進機構	平成25年4月1日

建築指導課

**長野県教育委員会告示第2号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、同令第33条の3に規定する指定技能教育施設であるKTC中央高等学院松本キャンパス（松本市中央2-1-24）の連携科目等を次のとおり指定しました。

平成25年4月1日

長野県教育委員会

- 1 指定をした連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎 マーケティング ビジネス実務	ビジネス基礎 マーケティング ビジネス実務

- 2 指定日

平成25年4月1日

高校教育課

**長野県教育委員会告示第3号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、同令第33条の3に規定する指定技能教育施設である豊野高等専修学校（長野市豊野町豊野1344）の連携科目等を次のとおり指定しました。

平成25年4月1日

長野県教育委員会

- 1 指定をした連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
生活デザイン 生活介護基礎 生活情報基礎 生活服飾 生活工芸 生活介護演習 手芸 生活情報演習 介護被服 介護料理	リビングデザイン 生活と福祉 生活産業情報 ファッショントレーニング リビングデザイン 生活と福祉 服飾手芸 生活産業情報 ファッショントレーニング 調理

- 2 指定日

平成25年4月1日

高校教育課

**長野県教育委員会告示第4号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、同令第33条の3に規定する指定技能教育施設である白馬国際学院（北安曇郡白馬村大字北城2940）の

連携科目等を次のとおり指定しました。

平成25年4月1日

長野県教育委員会

- 1 指定をした連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎 ビジネス実務 情報処理	ビジネス基礎 ビジネス実務 情報処理

- 2 指定日

平成25年4月1日

高校教育課

**長野県教育委員会告示第5号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、同令第33条の3に規定する指定技能教育施設である国際高等学院長野校（上田市常磐城2-6-4）の連携科目等を次のとおり指定しました。

平成25年4月1日

長野県教育委員会

- 1 指定をした連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
情報処理 ビジネス実務 ビジネス経済応用 電子商取引	情報処理 ビジネス実務 ビジネス経済応用 電子商取引

- 2 指定日

平成25年4月1日

高校教育課